

【ポスター発表】

大学における子ども・若者ケアラー支援の現状

ーキャンパスソーシャルワーカーへの調査からー

○ 東海大学 長沼洋一 (008572)

長沼 葉月 (東京都立大学・007246)

〔キーワード〕 学生支援、子ども・若者ケアラー、キャンパスソーシャルワーク

1. 研究目的

近年、ヤングケアラーへの支援が政策上の重要課題の一つと位置付けられてきた。ヤングケアラーに関する調査研究からは、ヤングケアラーが一定数おり、ケア負担の多さやそれが自身の修学上の問題として表れてくること、支援が届きづらいこと等を明らかにした(澁谷 2014, ヤングケアラープロジェクト 2015, 2017, 濱島・宮川 2018 等)。これらの研究は、児童福祉制度の対象としてヤングケアラーを明確に位置付けるために 18 歳未満と操作的に定義してきたが(澁谷 2018)、成年後に課題がなくなるわけではない。むしろヤングケアラー役割を抱えたまま適切な支援につながらなかった大学生は、若者ケアラーとして依然困難な生活を送っている可能性も高いという指摘もある(青木・滝沢 2022)。実際、大学生のケアラーを対象とする調査は散見する。木名瀬・江尻(2020)は 532 名の大学生対象の質問紙調査により、55 名(10.3%)が同居家族へのケア経験があったと報告した。樋渡(2021)も大学生 220 名を対象とする質問紙調査を行い 63 名(28.6%)が家族へのケア経験があったとしている。国の委託を受け日本総研は 2021 年に大学 3 年生を対象に web 質問紙調査を実施した。世話を要する家族が「現在いる」が 6.2%、「現在はいないが、過去にいた」が 4.0%、ヤングケアラーに「現在あてはまる」と回答した人は 2.9%に達していた。ケアラーの経済的な問題や自身の健康の問題、また修学や自分自身のための時間の確保ができないといった課題が示された(日本総研,2022)。庄司(2023)は女子大生ケアラーのケアの意味付けについて報告している。一方、若者ケアラーへの支援に関する研究はほとんど見られない。ヤングケアラーの支援の根拠法として 2024 年には「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、法第 2 条 7 において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」が支援対象とされた。つまり 18 歳以上の若者を対象に含めた支援体制を整備すべきであると位置づけされたが、その方策は不明瞭なままである。

そこで本研究では、大学の学生支援の窓口における子ども・若者ケアラーへの支援の現状を把握することを目的とし、特に福祉的な視点で学生生活支援に従事するキャンパスソーシャルワーカーを対象に調査を行うこととした。

2. 研究の視点および方法

2023 年 2 月～3 月に web フォームを用いた自記式質問紙調査を実施した。対象はキャン

ンパスソーシャルワークネットワークの参加者のうち、実際に学生支援を職務としている57名とした。質問項目は、所属、職名、経験年数、所持資格、「ヤングケアラー」概念の認識¹、ヤングケアラー経験のある学生への支援経験の有無及び人数、世話を要する家族の状況、学生が担当していたケアの内容、学生の抱えていた困難、支援のために行ったこと、支援において直面した課題である。調査原資にはJSPS 科研費 20K02263 を用いた。

3. 倫理的配慮

調査実施に際しては、学長宛の依頼状にて調査の趣旨を説明し、同意を得られた場合にキャンパスソーシャルワーカーが任意で回答する形式とした。依頼文で回答者及び学生個人を特定する情報を含まないことを明記し、web フォームの冒頭で調査趣旨に「同意する」を選択した場合にのみ回答を収集した。以上の手続きについて、東海大学の研究倫理審査委員会による承認を得て実施した。本報告に関連し開示すべき利益相反関連事項はない。

4. 研究結果

回答は10件得られた(17.5%)。回答者の学生支援経験年数は3年以上であり、10年以上のものも3名含まれた。「ヤングケアラー」という概念については全員が知っていたが、それを意識して対応しているというものは5名にとどまっていた。ケアラー経験のある学生への支援に携わった経験があったのは6名であり、その所属は「学生相談室」「学生課」「ハラスメント相談」「教員の立場」であった。「ない」と答えた4名は、「障害学生修学支援」または「ハラスメント相談」を主業務としていた。支援経験人数は、「1~2人」が2名、「3~5人」が2名、「11人以上」が2名と分かれた。学生が担っていたケアの内容は家事、身体的ケア、情緒的ケア、きょうだいの世話、服薬管理、通院同行等多岐にわたっていた。学生の困難は、経済的困難、ケアのために「疲弊している」こと、学業や自分のために使う時間が取れないことが挙げられた。キャンパスソーシャルワーカーが提供していた支援は、傾聴し情緒的なケアを提供することに加えて、修学上の配慮の調整、休養の提供、家族や本人に対する制度やサービスに関する情報提供、家族面接等が挙げられた。支援上の課題では学生自身が「支援を求めている」、「本人からの相談が無い」といったつながりづらさに関する課題、「客観的な事実確認の難しさ」、学内や学外の「使えるサービスの不足」、「家族から本人の状態についての理解を得ることの難しさ」等が挙げられた。

5. 考察

キャンパスソーシャルワーカーの子ども・若者ケアラーへの支援経験は少なかった。障害学生修学支援専従の場合はほぼ経験がなかったが、総合相談に応じる部署の場合は多様な支援が展開しうることが示された。今後、子ども・若者ケアラーがケアによる疲弊を相談できる場所であることの周知方策や、家族関係に介入し必要なサービスの調整ができるよう地域の関連機関と連携する手法等、さらなる検討が必要だろう。

¹ 調査実施時点では子ども若者育成推進法改正前であったため、日本総研(2022)の大学生調査に準じて「ヤングケアラー」という用語で調査を行った。